

〈京銀〉インターネットE Bサービス ワンタイムパスワードサービス（スマホ認証機能付）利用特約

1. 内容

- ワンタイムパスワードサービス（スマホ認証機能付）は、「ワンタイムパスワード」「スマートフォンによる認証（スマホ認証）」からなる京銀インターネットE Bサービスの認証サービスで、どちらか一方のみをご利用いただくことはできません。本サービスのご利用には、当行所定のお申込手続きが必要です。
- ワンタイムパスワード（スマホ認証機能付）による本人確認を行う当行所定の取引を複数のユーザが、ご利用になる場合は、該当の取引を利用する全てのユーザが、ワンタイムパスワードを利用する取り扱いとなります。

2. ワンタイムパスワード

(1) 内容

ワンタイムパスワードサービスとは、京銀インターネットE Bサービスの利用に際し、トークン（パスワード生成機）により生成・表示され、一定時間毎に変化する可変的なパスワード「ワンタイムパスワード」を、京銀インターネットE Bサービスご利用規定（以下「規定」といいます）の第2条の本人確認手続きに加えて用いることにより、お客様ご本人の確認を行うサービスを行います。

(2) 利用方法

① トークン発行

当行は京銀インターネットE Bサービスでお客様の「トークン発行」依頼を受け、トークンの発行手続きをいたしますので、お客様は、スマートフォンに「ワンタイムパスワードアプリ」をダウンロードしてトークンの設定をしてください。

② ワンタイムパスワードの利用開始

お客様は、京銀インターネットE Bサービスで「ワンタイムパスワード」を入力し、「ワンタイムパスワード利用開始」を行ってください。

お客様が入力し送信した「ワンタイムパスワード」と、当行が保有している「ワンタイムパスワード」が一致した場合は、当行はお客様からの「ワンタイムパスワード利用開始」の依頼とみなし、この依頼が完了した後、「ワンタイムパスワード」をお客様の本人確認の手続きに利用します。

③ ワンタイムパスワードによる本人確認手続き

ワンタイムパスワード利用開始後は、京銀インターネットE Bサービスの当行所定の取引について、規定第2条の本人確認手続きに加えて「ワンタイムパスワード」を当行の指定する方法により正確に送信してください。当行は前記の内容を受信し、当行が認識した「ワンタイムパスワード」と、当行が保有する「ワンタイムパスワード」との一致を確認します。

④ ワンタイムパスワード利用解除

トークンとして利用しているスマートフォンの機種変更等でワンタイムパスワードの利用ができなくなる場合は、当行所定の方法により、「ワンタイムパスワード利用解除」を行ってください。この依頼を受け、当行が利用解除手続きを完了した後、お客様の本人確認の手続きに「ワンタイムパスワード」の入力が不要となります。

(3) ワンタイムパスワードの管理

- 「ワンタイムパスワード」は厳重に管理し、他人に知られたり、トークンとして利用しているスマートフォンを紛失、盗難等に遭わないよう十分注意してください。トークンとして利用しているスマートフォンを紛失、盗難等に遭った場合は、速やかにお客様から当行に届け出てください。当行への届出前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- お客様がトークンとして利用しているスマートフォンを紛失等された場合は、当行に対し当行所定の方法で「ワンタイムパスワード利用解除」を届け出てください。
- お客様が「ワンタイムパスワード」を、当行所定の回数、連続して誤入力された場合は、当行は本サービスの取り扱いを停止します。お客様が利用の再開を希望される場合には、当行所定の方法により届け出てください。

(4) トークンの有効期限

トークンの有効期限は当行が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、ワンタイムパスワードアプリで通知しますので、有効期限更新を行ってください。

3. スマホ認証

(1) 内容

スマホ認証とは、当行所定の取引をする際に、パソコンで作成した取引データをスマートフォンから承認する認証方式で、ワンタイムパスワードアプリをインストールしたスマートフォンで利用できるものとします。

(2) 利用方法

① ワンタイムパスワードの設定

利用開始にあたっては、前記2（2）により、ワンタイムパスワードの手続きを完了した後、「利用者管理」メニューからスマートフォンの利用有無、取引承認権限等を設定してください。

② 取引の認証

前記①の設定後、当行所定の取引を承認する場合は、ワンタイムパスワードをインストールしたスマートフォンから京銀インターネットE Bサービスにログインし、「承認」メニューで取引内容を確認後、規定第2条に準じて所定のパスワードを入力するうえ、当行に送信してください。当行は規定第2条の本人確認ができた場合は、正当な依頼であるとして取り扱います。

なお、ダブル承認機能をご利用の場合は、少なくとも承認者の1名がスマホ認証により承認してください。

スマートフォンで取引が承認されたことを確認した場合は、それらの盗用、不正使用、その他の事故があっても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません（お客様に過失がない場合は、この限りではありません）。

4. 特約の変更

この特約は、「民法第548条の4の規定」にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の特約の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

(2020年3月16日現在)